

平成26年度事業報告

I. 会議関係

1. 理事会

1) 第6回理事会

開催日時 平成26年6月3日(火) 午前11時

開催場所 アルカディア市ヶ谷 7階「琴平」

(1) 開会

事務局の司会により開会し、浜田理事長及び厚生労働省健康局宇仁菅水道課長から挨拶があった。

(2) 会議の成立

事務局から理事の過半数の出席があり、会議が成立している旨、次のとおり報告があった。

(理事現在数13名、出席理事12名)

(3) 議事録署名人

浜田理事長及び内藤重治監事を署名人とした。

(4) 議事

[議決事項]

- ① 第1号議案 平成25年度事業報告(案)について
原案のとおり決議した。
- ② 第2号議案 平成25年度計算書類等(案)について
原案のとおり決議した。
- ③ 第3号議案 第6回評議員会の招集(案)について
原案のとおり承認した。

[報告事項]

① 理事及び監事の選任(案)及び評議員の選任(案)について

事務局より、理事及び監事の選任について、現理事及び監事全員の平成26年度定時評議員会の終結時における任期満了に伴って、尾崎武壽理事、中村文子理事及び宮内潔理事の3名が退任すること並びに理事候補者13名及び監事候補者2名の選任が第6回評議員会において諮られる予定であることが報告された。

理事13名のうち新任3名

下谷内 富士子 公益社団法人全国消費生活相談員 協会顧問

山崎 弘太郎 大阪市水道局理事

山本 晴紀 給水システム協会会長(就任予定)

なお、理事全員の任期満了に伴う理事長及び専務理事の選定については、改めて理事会を招集することなく、定款第43条の規定により理事の全員が書面により同意の意思表示をもって議決があったものとみなす手続きにより行うこととしたいとの報告があった。

次に、評議員の選任について、五味弘評議員及び菅沼和人評議員の2名の辞任に伴い、第6回評議員会において評議員候補者2名の選任が諮られる予定であることが報告された。

中 村 和 人 公益社団法人空気調和・衛生工学会業務執行理事
野 口 芳 男 日本水道鋼管協会専務理事

② 公益財団法人 給水工事技術振興財団定款の一部変更（案）について

財団事務所の移転について、必要性、移転先の選定理由等の説明があり、それに伴い、法人の所在地を「中央区」から「新宿区」に変更する定款の一部変更の議案を第6回評議員会に提出するとの報告があった。

③ 職務の執行状況について

専務理事より、平成26年1月29日から平成26年6月3日にいたる理事長及び専務理事の職務の執行状況について報告があった。

2) 第7回理事会（書面議決）

平成26年6月23日、定款第43条の規定に基づき、大澤規郎理事から理事長及び専務理事の選定について下記事項の提案があり、その提案を理事13名全員に対して書面により発したところ、理事全員から書面により同意の意思表示を得たので、当該事項について理事会での議決があったものとみなされた。

(1) 議決があったものとみなされた事項

浜田康敬理事を理事長に選定する。

江郷道生理事を専務理事に選定する。

(2) 議決があったものとみなされた日

平成26年6月23日

3) 第8回理事会（書面議決）

平成26年7月1日、定款第43条の規定に基づき、浜田康敬理事長から主たる事務所の所在場所の変更について下記事項の提案があり、その提案を理事13名全員に対して書面により発したところ、理事全員から書面により同意の意思表示を得たので、当該事項の理事会での議決があったものとみなされた。

(1) 議決があったものとみなされた事項

主たる事務所の所在場所の変更

移転先 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
小田急第一生命ビル

移転日 平成26年12月22日

(2) 議決があったものとみなされた日

平成26年7月1日

4) 第9回理事会

開催日時 平成27年2月3日(火)午前11時

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団 会議室

(1) 開 会

事務局の司会により開会し、浜田理事長及び厚生労働省健康局宮崎水道課長から挨拶があった。

(2) 会議の成立

事務局から理事の過半数の出席があり、会議が成立している旨、次のとおり報告があった。

(理事現在数13名、出席理事11名)

(3) 議事録署名人

浜田理事長、池田昭義監事及び内藤重治監事を署名人とした。

(4) 議 事

[議 決 事 項]

① 第1号議案 平成27年度事業計画(案)について

原案のとおり決議した。

② 第2号議案 平成27年度正味財産増減予算(案)について

原案のとおり決議した。

③ 第3号議案 第8回評議員会の招集(案)について

原案のとおり承認した。

[報 告 事 項]

① 評議員の選任(案)について

評議員の選任について、鏡味栄男評議員の辞任に伴い、第8回評議員会において評議員候補者1名の選任が諮られる予定であることが報告された。

穂 刈 泰 男 全国管工事業協同組合連合会副会長

② 職務の執行状況について

専務理事より、平成26年6月3日から平成27年2月3日にいたる職務の執行状況について報告があった。

③ 公益財団法人給水工事技術振興財団事務所の移転について

専務理事より、平成26年12月22日に移転した財団事務所概要について報告があった。

2. 評議員会

1) 第6回評議員会

開催日時 平成26年6月23日(月)午後1時30分

開催場所 都道府県会館 4階「401会議室」

(1) 開会

事務局の司会により開会し、浜田理事長及び厚生労働省健康局宇仁菅水道課長から挨拶があった。

(2) 会議の成立

事務局から評議員の過半数の出席があり、会議が成立している旨、次のとおり報告があった。

(評議員現在数23名、出席評議員13名)

(3) 議事録署名人の選出

議長である坂本弘道評議員及び藤成徳評議員、本山智啓評議員を選出した。

(4) 議事

[議決事項]

① 第1号議案 理事及び監事の選任(案)及び評議員の選任(案)について

始めに、理事及び監事の選任について、理事及び監事全員が本評議員会の最終時に任期満了になることから、提出資料に基づき審議した結果、尾崎武壽理事、中村文子理事、宮内潔理事の3名が任期満了で退任し、平成26年6月23日付けをもって、次の理事13名及び監事2名を選任した。

理事

(再任) 江郷道生	公益財団法人給水工事技術振興財団
(再任) 大澤規郎	全国管工事業協同組合連合会会長
(再任) 尾崎勝	公益社団法人日本水道協会理事長
(再任) 佐々木靖太	全国管工事業協同組合連合会副会長
(新任) 下谷内富士子	公益社団法人全国消費生活相談員協会顧問
(再任) 浜田康敬	公益財団法人給水工事技術振興財団
(再任) 眞柄泰基	学校法人トキワ松学園理事長
(再任) 松田英行	全国管工事業協同組合連合会副会長
(再任) 向山光幸	塩化ビニル管・継手協会副会長
(再任) 茂庭竹生	東海大学名誉教授
(新任) 山崎弘太郎	大阪市水道局理事
(新任) 山本晴紀	給水システム協会会長
(再任) 吉田永	東京都公営企業管理者水道局長

監事

(再任) 池 田 昭 義 公認会計士
(再任) 内 藤 重 治 税理士

次に、評議員の選任について、木下哲評議員、五味弘評議員、菅沼和人評議員の3名の辞任に伴う後任の評議員の選任については、提出資料に基づき審議した結果、平成26年6月23日付けをもって、次の3名を選任した。

中 村 和 人 公益社団法人空気調和・衛生工学会業務執行理事
野 口 芳 男 日本水道鋼管協会専務理事
野 村 喜 一 一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会会長

- ② 第2号議案 平成25年度事業報告(案)について
原案のとおり決議した。
- ③ 第3号議案 平成25年度計算書類等(案)について
原案のとおり決議した。

[提案事項]

- ① 公益財団法人 給水工事技術振興財団定款の一部変更(案)について
事務局より、事務所移転による主たる事務所の所在地(定款第2条)を変更する定款の一部変更は、評議員の3分の2以上の出席を得て行わなければならないため、定款第24条の規定に基づく書面議決とすることについて了承を求めるとともに、一部変更(案)の内容について説明を行った。
議長は、各評議員に意見を求めたところ特に意見はなく、「公益財団法人 給水工事技術振興財団定款の一部変更(案)について」は、定款第24条の規定に基づき、議決に加わることのできる評議員全員の書面による同意の意思表示をもって、評議員会の議決があったものとみなすこととした。

2) 第7回評議員会(書面議決)

平成26年6月23日、定款第24条の規定に基づき、浜田康敬理事長から定款の一部変更について下記事項の提案があり、その提案を評議員23名全員に対して書面により発したところ、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、当該事項の評議員会での議決があったものとみなされた。

(1) 議決があったものとみなされた事項

公益財団法人 給水工事技術振興財団定款(平成24年3月26日 内閣総理大臣認定)の一部を次のように変更する。

『第2条第1項中「東京都中央区」を「東京都新宿区」に変更する。

附 則

この定款の変更は、登記の日から施行する。』

(2) 議決があったものとみなされた日

平成26年7月1日

3) 第8回評議員会

開催日時 平成27年2月9日(月)午後1時30分

開催場所 小田急第一生命ビル 11階「会議室A」

(1) 開 会

事務局の司会により開会し、浜田理事長及び厚生労働省健康局宮崎水道課長から挨拶があった。

(2) 会議の成立

事務局から評議員の過半数の出席があり、会議が成立している旨、次のとおり報告があった。

(評議員現在数23名、出席評議員14名)

(3) 議事録署名人の選出

議長である坂本弘道評議員及び藤成徳評議員、本山智啓評議員を選出した。

(4) 議 事

[議 決 事 項]

① 第1号議案 評議員の選任(案)について

評議員の選任について、鏡味栄男評議員の辞任に伴い、後任の評議員に次の者を選任した。

穂 刈 泰 男 全国管工事業協同組合連合会副会長

② 第2号議案 平成27年度事業計画(案)について

原案のとおり決議した。

③ 第3号議案 平成27年度正味財産増減予算(案)について

原案のとおり決議した。

[報 告 事 項]

① 公益財団法人給水工事技術振興財団事務所の移転について

専務理事より、平成26年12月22日に移転した財団事務所概要について報告があった。

3. 監 事 会

1) 第4回監事会

開催日時 平成26年5月27日(火)午後1時

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団(日本橋安藤ビル2F)会議室

(1) 議 題

① 平成25年度事業報告(案)について

② 平成25年度計算書類等(案)について

平成25年度の事業及び会計について監査を行った。

2) 第5回監事会

開催日時 平成26年11月10日(火)午後1時

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団(日本橋安藤ビル2F)会議室

(1) 議 題

① 平成26年度事業経過報告(案)について

② 平成26年度中間決算(案)について

平成26年度事業経過報告(案)及び平成26年度中間決算(案)について監査を行った。

4. 機関誌編集委員会

機関誌「きゅうすい工事」平成26年夏季号、平成27年新年号の編集方針について審議を行った。

第40回委員会 平成26年4月10日(木)

議 題 夏季号の編集方針について

第41回委員会 平成26年10月10日(金)

議 題 新年号の編集方針について

II. 事 業 関 係

1 給水装置工事主任技術者試験実施事業

水道法(昭和32年法律第177号)に基づき、指定試験機関(平成9年5月2日衛水第173号)として給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を次のとおり実施した。

平成24年9月に厚生労働省令「水道法施行規則」の一部が改正されたことに伴い、平成25年度の試験から①申請写真サイズの変更 ②申請書類の様式の変更及び提出書類枚数の削減 ③インターネットによる申請書類の作成方式への変更等を実施した。平成26年度は平成25年度の実績を踏まえながら、更に受験者の利便性の向上に資するため、申請書類様式の改善等を実施した。

また、試験会場運営業務については、経費の削減を図るため、引き続き3か所(沖縄・東北・北海道)を直営により実施した。また、中国四国地区の試験監督業務について、個人への委嘱から水道事業者である広島市水道局への委託に変更した。

なお、厚生労働省が行っている給水装置工事主任技術者免状の発行業務については、給水装置工事主任技術者試験業務と密接に関連したものであり、財団がその業務の一部を平成26年4月から受託することとなった。

1) 試験の実施状況

(1) 試 験 日 平成26年10月26日(日)

- (2) 試験地 全国8地区(9試験地、9会場)
[札幌市、仙台市、習志野市、東京都杉並区、刈谷市、
寝屋川市、広島市、福岡市、那覇市]
- (3) 受験票交付数 15,378名
- (4) 受験者数 13,313名(受験率86.6%)
- (5) 合格者数 3,588名(合格率27.0%)
- (6) 試験監督員等数
(9水道事業者等579名、財団等23名)
- (7) 合格発表日 平成26年11月28日(金)午前10時

2) 給水装置工事主任技術者試験委員会、同幹事委員会、同選定委員会
平成26年度給水装置工事主任技術者試験の実施にあたり、標記試験委員会を
2回、同幹事委員会を3回、同選定委員会を1回開催した。

- 3) 免状発行業務(厚生労働省からの受託業務)
- ・免状交付数 4,031名
(新規 3,577名、書換え 68名、再交付 286名)

2. 給水装置工事主任技術者研修等事業

1) 給水装置工事主任技術者研修事業

当財団ホームページにおいて、主任技術者を対象とした「eラーニング研修」を開
設しており、平成26年度はeラーニング研修教材及び学習成果試験の全面改訂を行
った。

2) 給水装置工事主任技術者証発行业務

給水装置工事主任技術者には、希望に応じ、携帯用顔写真入り主任技術者証
を有償発行した。

- ・技術者証発行数 4,759名

3. 給水装置工事配管技能者養成事業

1) 給水装置工事配管技能検定会事業

検定会受検用書類を財団ホームページからダウンロードにより印刷可能にする等、
受検手続に関する受検者の利便性の向上及び経費の削減を図った。

また、水道配水用ポリエチレン管を採用する水道事業者が増えてきていることか
ら、水道配水用ポリエチレン管からの分岐穿孔と配管接合を検定会の新たなオプシ
ョンコースとし、千葉県と秋田県で試行実施した。

なお、水道法施行規則第36条第2号の規定に基づく「適切な技能を有する者」の水道事業における位置づけに関しては、検討中の横浜市水道局、さいたま市水道局、堺市上下水道局など6事業体に対し、明示事例の情報提供等を行うなど、明文化推進の要請を行った。

(1) 検定会

① 全国標準検定

・開催地	1都1道2府21県
・開催回数	27回
・受検者数	876名

② 分岐穿孔のみの検定

・開催地	1都1道17県
・開催回数	19回
・受検者数	127名

③ 地域オプション検定

・開催地	1道2府
・開催回数	3回
・受検者数	61名

④ 水道配水用ポリエチレン管オプション検定

・開催地	2県
・開催回数	2回
・受検者数	36名

受検者数合計 1, 100名

(2) 給水装置工事配管技能検定合格者証の発行事業

検定会の合格者には合格証書を発行したほか、希望に応じ携帯用顔写真入り合格者証を有償発行した。

・合格者証発行数	1, 649名 (新規787名、更新823名、再発行39名)
----------	-----------------------------------

2) 給水装置工事配管技能資格者の認定事業

給水装置工事配管技能者認定協議会により認定された有資格者に希望に応じ、携帯用顔写真入り認定証を有償発行した。

・認定証発行数 573名
(新規72名、更新484名、再発行17名)

4. 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発の事業

1) 共同研究事業

「直結給水システムにおける逆流防止措置の実地実験とそれに基づく技術指針の検討」をテーマとする共同研究を2か年計画で実施するため、平成26年度に国立保健医療科学院及び給水システム協会と契約を締結した。26年度は、共同研究計画書に基づき、この研究の基礎資料となる、5階建て相当の実験設備を用いた実地実験を11月25日から開始した。また、大都市、県庁所在地都市及び寒冷地の水道事業者を対象に直結給水システムに関わるアンケート調査を実施した。

2) 調査研究助成事業

平成26年度給水装置工事技術に関する調査研究助成事業に対する申請は、2件提出され、審査の結果、次のとおり申請のあった2件に助成した。

(1) モンテカルロ法を用いた給水負荷算定法の検証

代表研究者 (空気調和・衛生工学会) 明治大学 坂上 恭助

(2) 給水装置の維持管理方法等の実態把握と今後の維持管理のあり方に関する研究

代表研究者 全国簡易水道協議会 小笠原 紘一

3) 新水道ビジョンに示された方策に対する取り組み

新水道ビジョンに示された「給水装置工事に起因する事故の大幅な減少を目指した工事関係者のレベルアップと人材育成、及び道路内給水管の耐震性強化のための技術の向上」に関し次のとおり取り組んだ。

(1) 工事関係者のレベルアップと人材育成

人材育成の基礎資料となる給水装置の事故事例を収集するため、水道事業者（計画給水人口上位400水道事業者）及び関係工業会（18工業会）を対象としたアンケート調査を実施した。

(2) 耐震性強化のための技術の向上

平成23年3月11日の東日本大震災で被災した水道事業者のうち宮城県内の4事業者、福島県内の6事業者及び茨城県の1事業者から収集した「給水装置に係る震災被害資料」から被災写真、図面等のデータを抽出するとともに、そのデータベース構築のための委託契約をソフト開発業者と締結した。

4) 普及啓発の事業

(1) 機関誌「きゅうすい工事」の発行事業

- ・機関誌「きゅうすい工事」(年2回)の発行 [部数3,400部/回]
- ・発行月 平成26年7月、平成27年1月

(2) 給水装置工事に関する参考図書発行事業

- ・改訂 給水装置工事技術指針(平成25年4月発刊) [販売数1,640部]
- ・給水装置の事故事例に学ぶ(平成23年8月発刊) [販売数 368部]

5. 財団事務所の移転について

(1) 当財団の旧事務所(日本橋安藤ビル)は、津波など水害のリスクが高いと考えられたこと等の理由から、事務所移転等について理事会、評議員会に諮りそれぞれ議決を得て、平成26年12月22日に事務所を移転した。

(2) 移転先は、新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビルとし、東京法務局新宿出張所に登記を行うとともに、内閣府及び厚生労働省へ変更届を提出した。

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。